

著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム

クラウドサービスの 利用許諾状況

一般社団法人 日本音楽著作権協会
JASRAC

2013.12.16

1.クラウドサービスの本質とクラウドサービス事業者の懸念

2.権利者の観点

3.音楽のクラウドサービスの利用許諾状況

4.動画のクラウドサービスの利用許諾状況

5.各国のクラウドサービス関連の司法判断概要

6.クラウドDVR:見逃しサービスの利用許諾状況

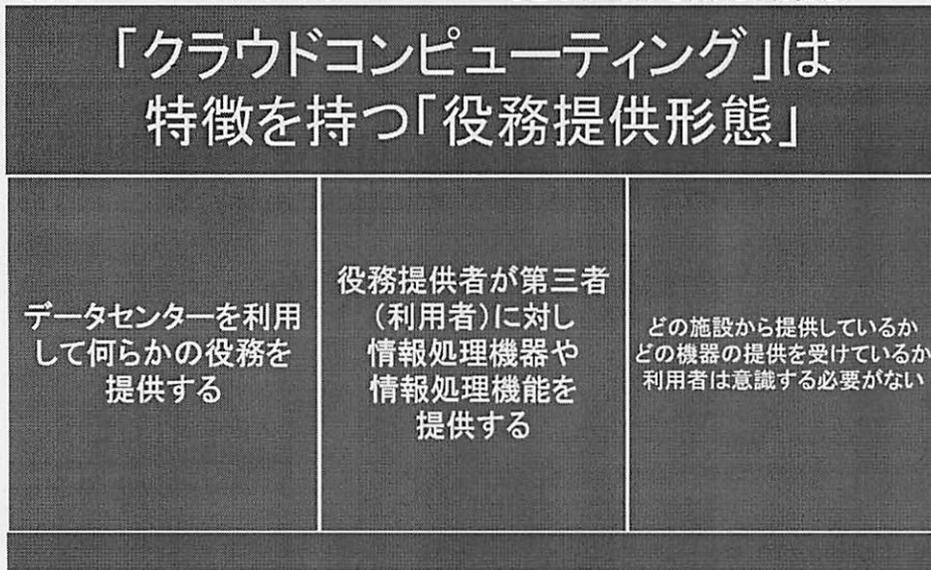
7.本ワーキングチームにおける論点

参考:DMCAにおける事業者類型別免責条件 ・ プロ責法免責条件

1. クラウドサービスの本質とクラウドサービス事業者の懸念

平成21(2009)年5月～

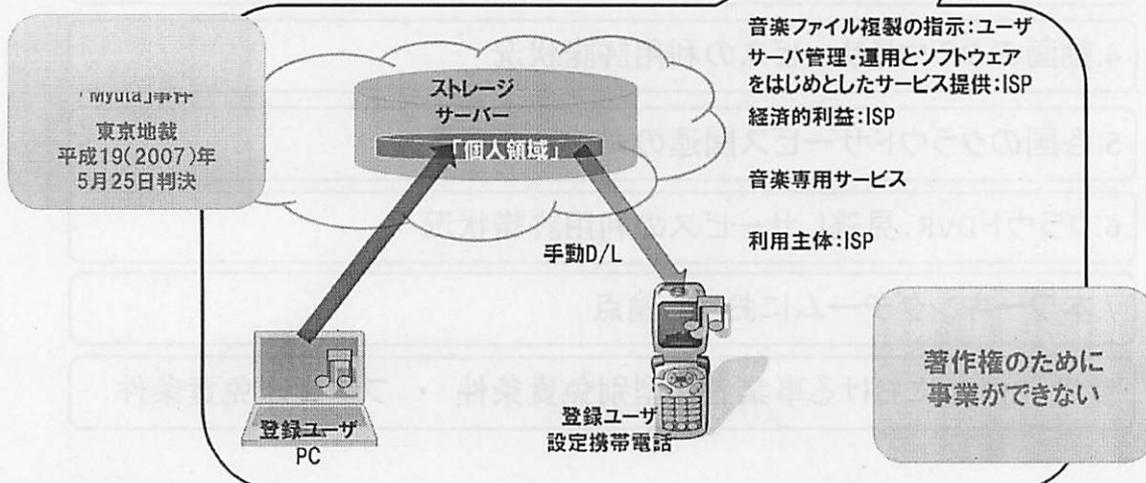
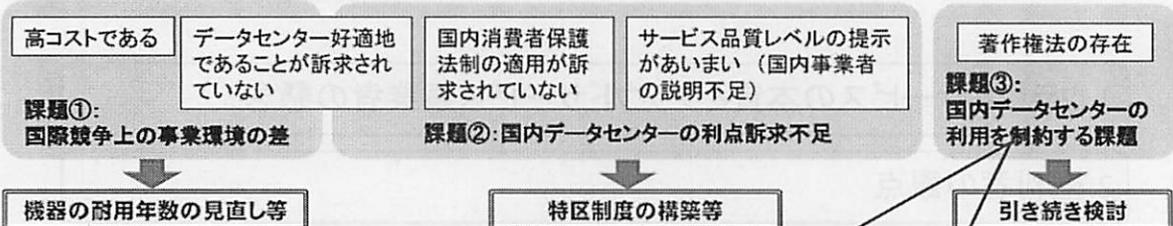
クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会(総務省)



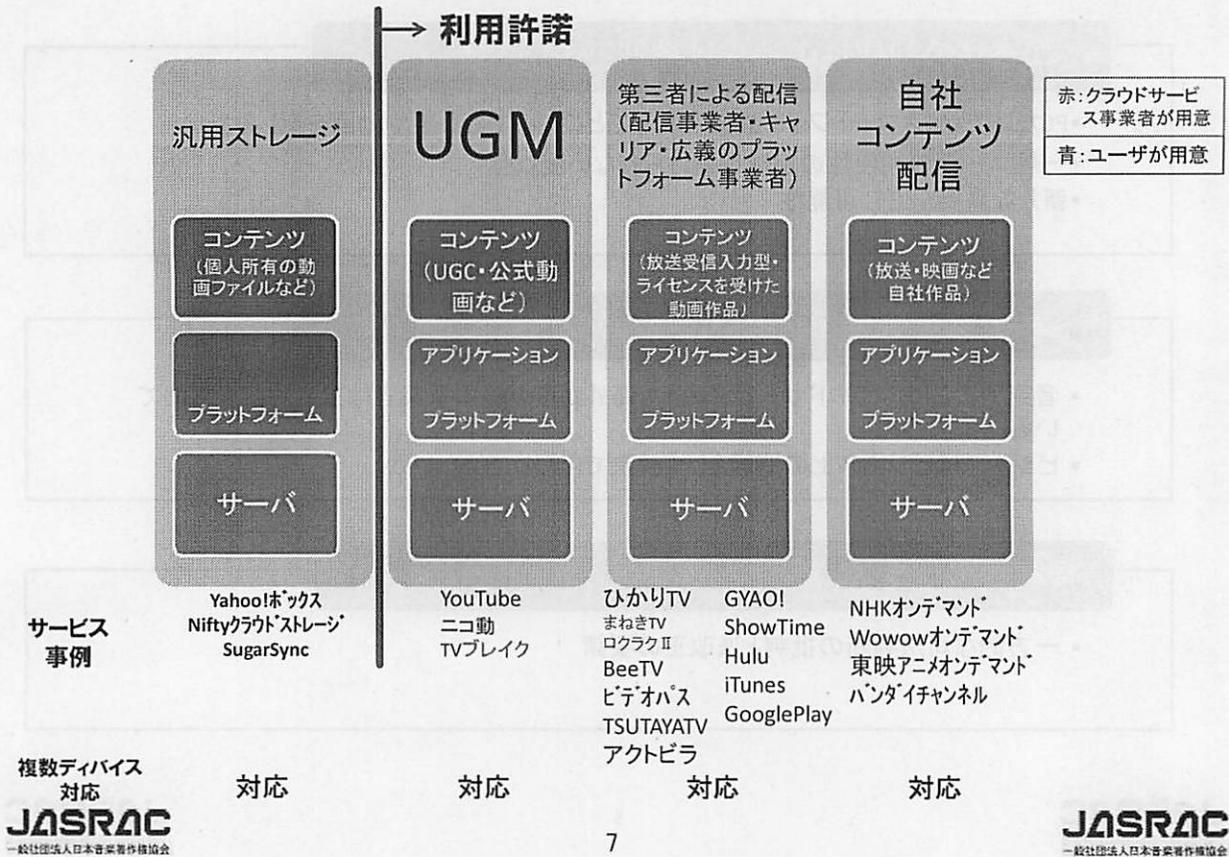
従前からの情報通信ネットワークを通じたサービスは、エンドユーザーがネットワークを通じて「サーバー」という「機器」に明示的にアクセスすることにより役務の提供を受けているのに対し、クラウドコンピューティングは、エンドユーザーはネットワークを通じて提供される「役務」のみを意識するのであって、そのサービスを実際に提供している機器を意識する必要がない、という特徴を有する。

この場合、サービスの提供方法によっては、利用者が「どの機器からサービス提供を受けているのか把握できない」、「どの施設からサービス提供を受けているのか把握できない」状況も生じ得る。さらにサービス提供者も、あるエンドユーザーに対して提供しているサービスについて「どの機器からサービスを提供しているのか把握できない」、「どの施設からサービスを提供しているのか把握できない」ことも有り得ることとなる。

<国内データセンター活性化に向けた課題>



4. 動画のクラウドサービスの利用許諾状況



5. 各国のクラウドサービス関連の司法判断概要

クラウドDVR関連 Digital Video Recorder (国によって多様なサービス名が存在)

2008 米国	2010 シンガポール	2011 日本	2011 フランス	2012 オーストラリア	2012 ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> • Cablevision 2006年3月サービス発表 • Cartoon Network提訴 • 2008年控訴裁判所判決「侵害に当たらず」 • 2009年最高裁上告棄却 • 2012年Viacomとポータブルデバイス向け配信で訴外和解 	<ul style="list-style-type: none"> • Record TV 2007年サービス開始 • Media Corp TV Singapore 提訴 • シンガポール上訴法廷 • 顧客による複製・私的な通信を認定「侵害に当たらず」 	<ul style="list-style-type: none"> • ロクラクII • まねきTV • 事業者の利益 • 管理支配 • 放送番組の入力者 • 「侵害」 	<ul style="list-style-type: none"> • Wizzgo 2008年5月サービス開始 • Metropole Television 提訴 • 控訴裁判所 • 私的複製の範囲外 • 放送番組コピーは経済的価値を有する • 第三者の補助を受ける私的複製は違法 • 「侵害」 	<ul style="list-style-type: none"> • Tv now 2011年7月開始 • National Rugby League Invest 提訴 • オーストラリア連邦裁判所 • TV Nowは複製の主体 • 私的利用でカバーされない • 「侵害」 	<ul style="list-style-type: none"> • save.TV • ミュンヘン高等裁判所 • 複製権・再送信権侵害 • 「侵害」 • 係属中

2007 Myuta
2012 TVブレイク

6. クラウドDVR: 見逃しサービスの利用許諾状況

各国とも大手放送局による自社コンテンツサービスは許諾済

- 放送の許諾範囲もしくは別枠で許諾
- 放送局は権利者全般との契約

デンマークモデル

- 音楽著作権管理団体KODAが関係権利者を取りまとめワンストップで第三者(大手2サービス TV archive, Start over)の行うクラウドDVR: 見逃しサービスを許諾
- 各権利者への取り分を設定

MAGINE

- 第三者によるクラウドDVR 地域番組をメインコンテンツとする
- スウェーデン・デンマーク・ノルウェー・ドイツ・スペインで事業展開
- 自社配信できない各国ローカル放送局の支援・文化の多様性確保
- 関係権利者との協調

7. 本ワーキングチームにおける論点

現状では利用許諾により大半が解決済
また、利用許諾の事例の範囲外でもコンテンツの複製が行われる
サービスには利用許諾が原則と考える

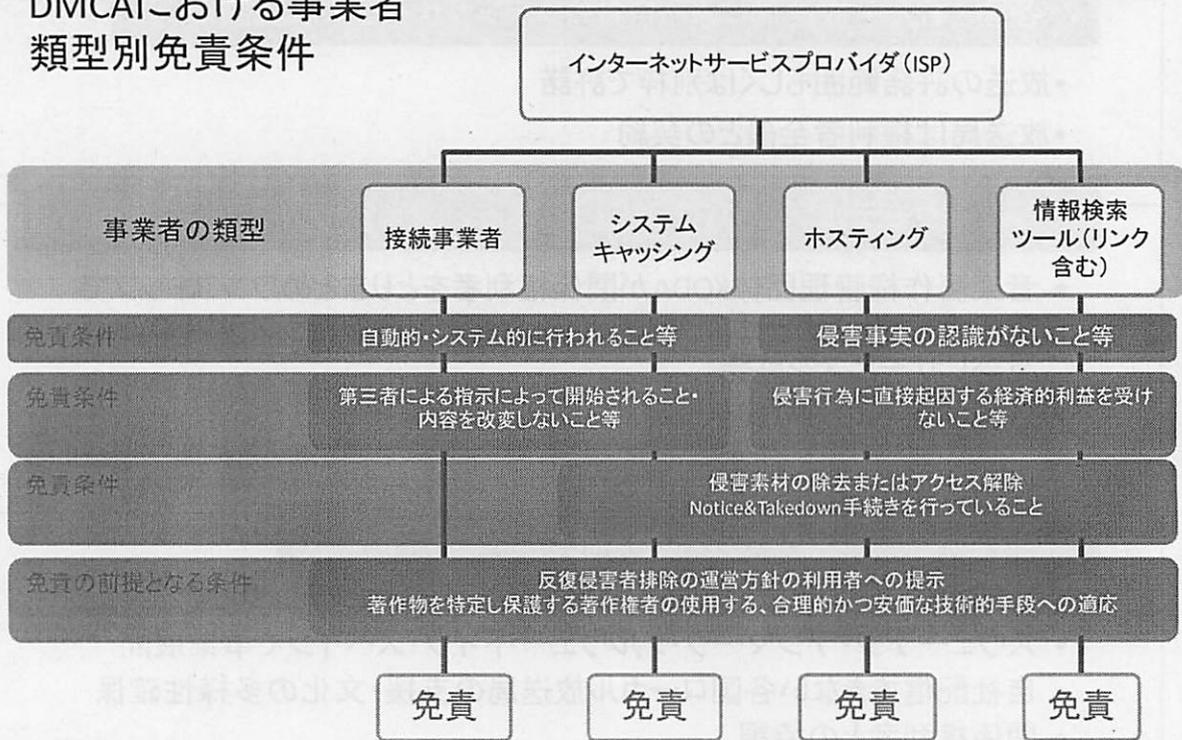
許諾の実効性に課題が想定される一部のモデルに限り
取扱いを議論すべき

対立構図ではないWin-winの関係構築が市場拡大につながる

事業者・権利者で新たな日本型許諾契約モデル構築の必要性

【参考1】

DMCAにおける事業者
類型別免責条件



【参考2】

ISP(プロバイダ)責任制限
法の免責条件

